

入札説明書

特別史跡平城宮跡 物件補償調査業務委託
(業務番号:7 文財第 4 号)

令和 7 年 4 月

奈良県 地域創造部

入札説明書

特別史跡平城宮跡 物件補償調査業務委託(7 文財第 4 号)にかかる入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 令和 6 年度奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿(コンサルタント等)のうち、補償コンサルタントの区分で登録があり、かつ、物件申請で登録している者。
- (2) 奈良県内に本店または営業所を有していること。
- (3) 入札書提出の日から開札日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置(以下、「入札参加停止」といいます。)を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。)第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てがされなかったものとみなします。
- (8) この業務を行う期間中、主任技術者(1 名)、担当技術者(8 名まで)および照査技術者(1 名)(以下「配置予定技術者」といいます。)を配置(各技術者の兼任は不可)すること。
主任技術者および照査技術者は、次に掲げる①～③のいずれかの資格を有すること。
 - ① 補償業務管理士(物件部門)の資格を有する者
 - ② 補償業務管理者(物件部門)の資格を有する者
 - ③ 登録規程物件部門に係る補償業務に関し、7 年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託または請け負ったものとする。

※「補償業務管理士」とは、一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成 3 年 3 月 28 日理事会決定)第 14 条による登録を受けた者をいい、補償業務管理士に係る「部門」とは、同規程第 3 条に掲げる各部門をいう。

※「補償業務管理者」とは、登録規程第 3 条に定める補償業務の管理をつかさどる専任の者をいい、補償業務管理者に係る「部門」とは、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる各部門をいう。

※「7年以上の実務の経験を有する者」とは、補償コンサルタント登録規程の施行および運用について(令和2年12月23日付国不用第35号)の記2.(3)に基づき算定された年数が7年以上の者をいう。

※「起業者」とは、土地収用法(昭和26年法律第219号)第8条第1項に定める者をいう。また、配置する技術者は雇用関係(代表者可(にある者とし、そのうち主任技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係(代表者可)にあること。

2 入札書の提出

(1)入札書は入札公告第3に示す期間内に提出してください。ただし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」といいます。)を除きます。

(2)入札は書留郵便により提出すること。封筒の表面に「開札日」「業務名」「業務番号」および「入札書在中」と朱書するとともに、内封筒に入札書(あて名は、支出負担行為担当官 奈良県 地域創造部長 毛利 嘉晃)を入れ、直接投函する場合と同様に代表者の印で封印し、奈良県 地域創造部 文化財課長宛ての親展として、入札公告第3に定める期日までに、次に定める場所に到着するようにしてください。期限内に到着したもののみ有効とします。

【郵送先】

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財課長(親展)

(3) 初度入札に係る入札書とともに再度入札に係る入札書を提出する場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書(又は再度入札辞退を含む)を別々に封緘し、内封筒に「(初度入札)」および「(再度入札(又は再度入札辞退))」と各々記入の上、これらを表封筒に入れて郵送してください。再度入札を行うこととなった際、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは再度入札を辞退したものとします。なお、初度入札で落札者が決定し、再度入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

(4) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく提出されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて提出されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものと判断し、そのときは無効の扱いとなります。

(5) 一度提出された入札書の引き換え、変更、または取り消すことはできません。

(6) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(7) 積算内訳書を入札書に同封し、提出してください。(様式4)

以下の場合、失格となります。

- ・積算内訳書が同封されていなかった場合
- ・同封された積算内訳書が、当該入札書のものであると確認できない場合
- ・同封された積算内訳書が、入札者のものと確認できない場合

3 落札者の決定方法

(1)開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人またはその代理人(代理人が立

ち会う場合は委任状を持参すること)が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

- (2) 予定価格の範囲内ですべてのものが入札した場合には、そのうち最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とします。
- (3) (2)のうち、落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札候補者の順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。代理人が「くじ」を行う場合は委任状を持参し、提出してください。当該入札者本人またはくじ引きについて本人から委任を受けた者が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない職員が代わりに「くじ」を引きます。「くじ」の対象となった参加者には、入札執行者より対象となった旨連絡します。
 - ・「くじ」を行う場所:奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁 情報管理棟 B1F 西第 2 会議室
 - ・「くじ」を行う日時:令和 7 年 4 月 27 日(火) 午後 4 時 15 分から
- (4) 開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認および施工体制確認調査を行った上で落札者を決定します。また、最低価格で入札を行った場合であっても、施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第 2 に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書および競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)または施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則(昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号)第 7 条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第 2 に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

5 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。参加資格が確認できない場合又は適正な業務の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認および施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者となった者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出してください。提出書類の審査を行うとともに、必要に応じ聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は失格となります。また入札参加停止となる場合もありますので注意してください。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

「競争入札参加資格確認申請書(別添様式 S1)」

(2) 施工体制確認調査提出書類

- ア 様式 1: 施工体制確認調査報告書
- イ 様式 2: 業務履行に関する実施体制図
- ウ 様式 3: 配置予定技術者名簿

※各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が書類作成上の注意又は記載要領(奈良県 地域創造部 施工体制確認調査実施要領)に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必ず添付してください。

※書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出して下さい。

※下記の場合も契約審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

- (ア) 施工体制確認調査に協力しない場合
- (イ) 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
- (ウ) 提出書類が設計仕様等に適合しない場合
- (エ) 提出書類が入札金額に適合しない場合
- (オ) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- (カ) 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(3) 提出部数: 各 1 部

(4) 提出期限: 入札公告第 3 に定める期日

※期限までに提出されない場合は失格となります。

※次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

(5) 提出方法: 持参もしくはメールによる

(6) 提出書類の作成等

ア 作成および提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

6 技術者の配置

落札者は 5 の(2)ウに定める資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置するものとします。

7 契約書作成の要否等

要します。落札者は、落札決定の日以降に速やかに契約を締結するものとします。

8 入札および契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地

奈良県 地域創造部 文化財課 記念物・埋蔵文化財係

【電話】0742-27-9866 【FAX】0742-27-5386